

会議名 平成26年度第2回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日 平成27年2月25日	会議時間	開会 AM・PM 2:00	閉会 AM・PM 3:00
会議場所 ニセコ町役場 第2会議室	記録者 保健福祉課保険医療係主事 浅井理登		
出席者 審議会委員：木嶋委員・前田委員・高橋委員・荒木委員 ニセコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・芳賀税務課長・折内保健福祉課長・中田保険医療係長・浅井保険医療係主事			
欠席者 高木委員、小松委員			

会議日程

- (1) 開会（進行：折内課長）
- (2) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (3) 会長挨拶（木嶋会長）
- (4) 議事（中田係長から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

会議内容

1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

1 現状

国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっています。

平成27年度についても、地方交付税の削減、消費税や電気料金の値上げ、バス料金制度の見直しなどにより、町の基金を3億円取り崩すなど引き続き厳しい財政運営となっています。

2 改正の考え方

- ① ニセコ町当初予算編成の状況を踏まえ一般会計からの繰出額の圧縮をするため、国民健康保険基金から200万円を繰入し、さらに同程度の保険税収入も増額するため税率の引き上げを行う。
- ② 現年度収納率見込みを、94.0%とする。

2) ニセコ町国民健康保険税課税限度額の改正について

3) ニセコ町国民健康保険税軽減措置の拡充について

1 現状

〈国民健康保険税課税限度額〉

医療費分51万円・後期分16万円・介護分14万円

〈軽減基準となる所得金額〉

7割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が33万円以下

5割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が33万円＋(24.5万円×被保険者数)

2割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が33万円＋(35万円×被保険者数)

2 改正の考え方

平成26年12月に閣議決定された平成27年度税制改正の大綱において、国民健康保険税について負担の適正化を図るため課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の保険税軽減措置の対象を拡大するため軽減の対象世帯に該当するかを判定する所得判定基準の改正を行うこととなりました。

このことを受けてニセコ町国民健康保険税についても法改正にあわせ税条例を改正したいと考えています。

【諮問事項】ニセコ町国民健康保険税課税限度額を引き上げる

ニセコ町国民健康保険税軽減措置の拡充を行う

- ①平成27年度国民健康保険税率の条例本則税率を引き上げとする。

〈基礎課税分〉

均等割 21.5千円 → 22千円 平等割 26.8千円 → 28.5千円

②平成27年度国民健康保険税課税限度額を法令で定める額に引き上げ、あわせて軽減判定所得の基準額を改定する。

<基礎課税分>

課税限度額 510千円 → 520千円

<後期高齢者支援金等課税分>

課税限度額 160千円 → 170千円

<介護納付金課税分>

課税限度額 140千円 → 160千円

<軽減判定所得>

5割軽減基準額

基礎控除 (33万円) + 24.5万円 × 被保険者数

→ (33万円) + 26.0万円 × 被保険者数

2割軽減基準額

基礎控除 (33万円) + 45.0万円 × 被保険者数

→ (33万円) + 47.0万円 × 被保険者数

【質疑】

委員 この審議会で委員が国保税率を上げないように言えば、税率は上がらないのか？

⇒ 上がらないとは言えないが、重い意見として町長に答申することとなる。

委員 町にお金がなく負担をかけられないので税率を上げないとは言えないが、そもそも委員の意見が通るほどの力が委員にあるのか？

⇒ 委員さんから税率を上げないという答申を出せば、町長はもう一度審議することになる。議会でも取り上げられることになるかもしれない。

委員 町にお金がないという理由だけで税率を上げるのはどうでしょうか。もし、上げるというなら財源の根拠を説明する必要があると思うが、2度目の審議会を開いてまで、税率引き上げの諮問をするということは余程の理由があるということですよ。

委員 税率について、管内平均とは差があるが、山麓平均と比べると高いですね。

⇒ 平成23年度の審議会のとき都道府県化の話が持ち上がった。ニセコは当時、管内でも保険税が安く山麓平均も下回るほどだった。都道府県化して北海道の保険料の水準が上がった時に、急激にその水準まで引き上げることは被保険者にとって大変なことなので早めに引き上げると審議会でも了承をいただいた。都道府県化による急激な負担増を防ぐためにこれまで少しずつ税率を上げてきたが、今となつては山麓の水準を超えて管内の水準と同じくらいになった。都道府県化に伴い激変緩和措置があるようだが、具体的にどのような措置になるか、ニセコはそれを受けられるのかは全くわからない。

委員 一般会計に余裕があれば、税率を上げなくても良かったのですが、町の状況を考えると上がるのは仕方ない。

会長 町の財政も厳しい中、苦肉の策で税率を引き上げることなので、平成27年度については、諮問の税率を引き上げることで了承してよろしいか。
また、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しについても国会での承認後、改正するということを了承してよろしいか。

各委員 はい。

会長 町に対し保険税の引き上げ及び課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しを承認する旨回答する。 以上。